

家庭児童相談室の

ごあんない



八街市家庭児童相談室

(八街市市民部子育て支援課内)

電話 043(443)1693

家庭児童相談室とは・・・？

すべての子ども（18歳未満）が、家庭において心身ともに健やかに育てられるように子どもや家庭の様々な問題について、身近に相談に応じるところです。

相談室には、専門の相談員（家庭児童相談員）がおり、電話・面接・訪問によるきめ細やかな相談や支援を行っています。

喜びや楽しさいっぱいの子育て。
でも、このような心配があったら・・・

いつでも お気軽にご相談ください。

子育てに不安

- 子育てに疲れた。
- 育てに自信がない。
- イライラする。
- 子どもをかわいいと思えない。
- つい手をあげてしまう。

子どものこ

- 友達と遊べない。
- 泣いてばかりいる。
- 乱暴、落ち着きがない。

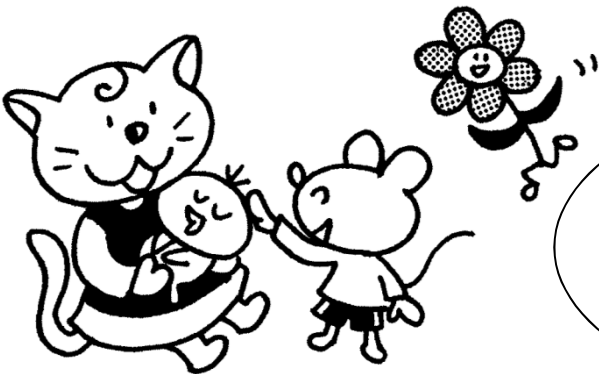
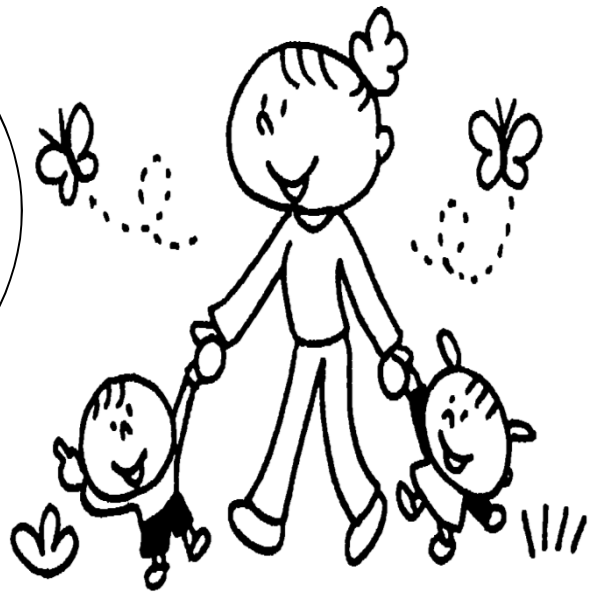


家庭児童相談室の利用について

- ◎ 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9：30～午後4：00
- ◎ 相談は無料です。本人・ご家族の方に限らず、どなたからの相談でもお受けします。相談内容については、秘密が守られます。

生活のこと

- ・ 保育園・幼稚園・学校に行きたがらない。
- ・ いじめの問題。
- ・ 友達や先生とうまくいかない。
- ・ 盗み・家出・夜遊びなどの心配。



家庭のこと

- ・ 家族が病気で子育てが困難。
- ・ 経済的な理由で子育てが困難。

虐待から子どもを守るために

皆さんからの情報が子どもを守ります。
気にかかる親子がいたら 早めにご連絡ください。

- ☆ 殴られたような傷やあざがある。
- ☆ 子どもが一人でふらふらしている。
- ☆ 衣服がいつもよごれている。
- ☆ いつもおびえている。
- ☆ 近所でいつも子どもが泣いている。

しつけであるか、虐待であるか議論されますが、たとえしつけでも、子ども自身にとって有害かどうかで判断することが大切です。

虐待にかかわる多くの機関や人たち

市町村(家庭児童相談室)	児童相談所
さまざまな子育て支援サービスを通じて虐待の予防・早期発見・支援に寄与しています。	子どもを守るため、さまざまな権限を持っており、虐待の対応では中心的な役割を担っています。

相談
通告

教育委員会



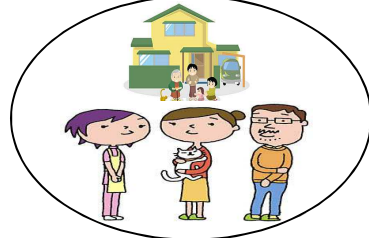
民生委員児童委員/主任児童委員



保育園/幼稚園/学校



近隣住民



家庭



保健所/保健センター



地域子育てセンター



警察



病院



相談・通告は、子どもに救いの手をさしのべる大切なきっかけです。

八街市家庭児童相談室では、子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、専門の相談員(家庭児童相談員)が家庭における子育ての不安や悩みに関する相談に応じます。

・相談について適切な情報を提供したり、一緒に問題が解決出来る様支援します。 ・相談内容によっては、より専門的な機関を紹介したり、児童相談所等の関係機関と連携を取りながら支援させていただきます。

・相談は無料です。電話・面接、家庭訪問もいたします。

・相談内容は秘密が守られます。・予約の必要はありませんが、家庭訪問や、面接相談のため相談員が不在の場合があります。事前に電話等で確認してください。